令和4年6月13日総務部経理課

議決を得た契約の契約変更について

1 契約件名 巽橋架替工事(その1)請負契約

2 変更理由

本案は、令和3年第2回区議会定例会で議決を得た巽橋架替工事(その1) 請負契約において、技能労働者への適切な賃金水準の確保を目的とした国土 交通省からの通知に基づき、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレ スライド条項(江東区公共工事契約条項第26条第6項)を運用し、増額 変更を行うものである。

また、警視庁との協議等の結果、当初予定していた施工方法を変更することに伴い、工期の延長を行う。

3 変更内容

(1) 契約金額

変更前の金額672,320,000円変更後の金額676,195,300円差額3,875,300円

(2) 工期

変更前の工期 令和3年7月9日から令和5年5月20日まで 変更後の工期 令和3年7月9日から令和6年3月28日まで

4 工事変更概要

(1) 次の計算式により算出したスライド額の増額

 $S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$

S : スライド額

P1:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を

控除した額

P2: 江東区と契約の相手方との協議により定めた基準日の賃金又は物価

を基礎として算出した P1 に相当する額

(P1×1/100): 契約の相手方負担分

(2) 施工方法の変更による工期の延長

警視庁との協議や地元との打合せの結果、大型重機を道路に配置し施工する方法から、河川上にステージを設ける作業構台とクレーン台船を併用して施工する方法に変更することに伴い、工期を延長する。

5 契約の相手方

東京都江東区佐賀一丁目11番11号 新日本・黒部建設共同企業体 代表者 新日本工業株式会社 構成員 黒部工業株式会社